

岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領

[平成24年3月23日 環政第755号、林第795号]

[一部改正 平成25年4月1日 自然第63号、恵森第6号]

[一部改正 平成26年9月1日 自然第383号、恵森第266号]

[一部改正 平成28年3月24日 自然第708号、恵森第601号]

[一部改正 平成29年3月28日 自然第840号、恵森第774号]

[一部改正 令和2年3月30日 環企第880号、恵森第727号]

[一部改正 令和3年3月25日 環企第774号、恵森第558号]

第1 趣旨

清流の国ぎふ市町村提案事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施方法

この事業は、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則し、市町村が自ら企画立案して実行する事業案又は複数の市町村が共同で特定の森林・環境政策課題に基づき提案して実行する事業案を募集し審査・選定のうえ適当と認める事業について、要綱に基づく補助金を交付し、その事業を支援するもの。

第3 提案事業の対象条件

提案事業の対象条件は、次に掲げる条件に合致することとする。

- (1) 住民に分かりやすく、住民の目に見える形で結果を出せる事業であること。
- (2) 新たに実施していくべき施策、今後拡充していくべき施策を推進するものであり、既存事業の財源不足を補うものでないこと。
- (3) 事業の目的、内容等が市町村の各種計画等に位置付けられているものであること、または県主要施策との関連性が高いものであること。
- (4) 他の公金による補助金、負担金その他の交付を受ける事業でないこと。
- (5) 本来、市町村が行うべき施設の修繕や維持管理に該当する事業でないこと。
- (6) 特定の者の財産形成に直接寄与するものでないこと。
- (7) ハード整備事業については、各施工箇所に清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置すること。

第4 補助対象となる事業分野及び補助率

補助対象となる事業分野及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象となる事業分野	補助対象となる事業分野の考え方	補助率等
①100年先の森林づくりの推進	<p>100年先を視野に、荒廃が懸念される水源林や溪畔林、里山林などの森林の公益的機能の保全を目的とし、地域課題の対応につながる森林の整備・利用を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p>【補助対象経費】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p>	<p>「①100年先の森林づくりの推進」、「②自然生態系の保全と再生」、「③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」（木質バイオマスの利用促進に関するものを除く。）、「④人づくり・仕組みづくり」（県産材の利用促進又は木育教材導入に関するものを除く。）</p>
②自然生態系の保全と再生	<p>生物多様性・水環境の保全に資する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p>【補助対象経費】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p>	<p>）については、1事業当たり補助対象経費の10分の10以内の額</p> <p>ただし、1事業当たり1,000千円（林政部が所管するものは、5,000千円）を下限、10,000千円を上限とする。</p>
③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり	<p>木質バイオマスや小水力などの自然エネルギーを活用した環境負荷の低減に資する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p>【補助対象経費】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p>	<p>林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」（木質バイオマスの利用促進に関するものに限る。）、「④人づくり・仕組みづくり」（県産材の利用促進又は木育教材導入に関するものに限る。）については、1事業当たり補助対象経費の2分の1以内の額</p>
④人づくり・仕組みづくり	<p>森づくりや川づくりの重要性について県民の理解と関心を高める活動や、森や川づくりを行う人材を育成する事業、環境にやさしい社会づくりを進めるため、県産材や未利用材の利用を推進する事業を行う場合に、当該事業に要する経費に</p>	<p>ただし、1事業当たり1,000千円を下限（林政部が所管するものは、5,000千円を下限）、</p>

	<p>ついて助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p>1 森や川を支える人づくり、地域主体の環境保全活動を推進する活動</p> <p>【補助対象経費】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p>2 公共施設等における県産材の利用促進</p> <p>【補助対象経費及び県産材の使用条件】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p>(ただし、工事請負費のうち、建築工事費(電気、設備工事等を除く)、内装木質化工事については、木工事にかかる工事費を対象とする。)</p> <p>(県産材の使用条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する木材は、原則として「ぎふ証明材」とすること <p>3 木育教材等の導入</p> <p>【補助対象経費及び県産材の使用条件】 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p>(県産材の使用条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する木材は、原則として「ぎふ証明材」とすること 	<p>10,000千円を上限とする。</p> <p>間接補助事業については、当該経費の10分の10以内の額。ただし、当該事業経費の2分の1を限度とする。</p>
--	--	--

第5 事業の実施申請

- 1 事業の実施申請は、清流の国ぎふ市町村提案事業実施申請書(様式第1号)に、事業計画書(様式第2号)を添付(以下「実施申請書等」という。)して行う。
- 2 実施申請書等は、所管する農林事務所に提出するものとする。
- 3 農林事務所長は、事業の実施申請を行う市町村に対し指導・助言を行うことができる。
- 4 事業の実施申請の時期は、別に定める。

第6 事業の審査、選考

- 1 実施申請書等の審査は、別に定める審査要領に規定する審査会が行う。
- 2 知事は、審査会の審査結果に基づき、予算の範囲内において事業を選考し、その結果を選考結果

通知書（様式第3号）により通知する。

- 3 知事は、前項の選考結果について公表するものとする。

第7 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

第8 事業の変更等

- 1 市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に、規則第6条に規定する事業の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、要綱第5条第3項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの（事業の変更の場合に限る。）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）
 - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、承認通知書（様式第5号）により通知する。

第9 補助金の変更交付申請

- 1 市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第6号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%未満の減額になる場合は、この限りでない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。
- 2 市町村は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（様式第8号）を、知事に提出しなければならない。ただし、林政部所管の事業にあつては、農林事務所を経由して提出するものとする。

- 3 前項の交付決定前着手届を提出した場合においては、要綱第7条第1項の規定に基づく着手届の提出は不要とする。

第11 広報の実施

- 1 市町村は、ハード事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置するものとし、ソフト事業についても、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。この場合において、表示の方法等は、別に定めるものとする。
- 2 市町村は、事業の目的、内容及び効果について、当該市町村の広報紙に掲載する方法により、補助金の交付決定から清流の国ぎふ森林・環境基金事業実績報告書の提出までの間に1回以上、広報を行うものとする。ただし、当該方法及び期間による広報が困難と認められる場合は、知事と協議の上、その他の広報媒体を活用する方法により行うこと又は異なる期間に行うことができる。

第12 実績報告等

- 1 実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 実施報告書（様式第9号）
 - (2) 当事業で購入した単価5千円以上の物品（消耗品及び原材料品を除き、補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、用器具等管理台帳（様式第10号）
 - (3) 第11第2項の規定による、当事業についての広報媒体等
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により通知する。

第13 事業の検査

- 1 事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、事業の実施場所を所管する農林事務所長又は事業を所管する所属の長が指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。
- 2 検査員は、前項の検査を行ったときは、検査確認書（様式第12号）により、報告するものとする。

第14 その他

- 1 知事は、事業の実施にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業推進上必要と認めるときは、市町村に対して報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成25年4月1日 自然第63号、恵森第6号）

この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成26年9月1日 自然第383号、恵森第266号）

この要領は、平成27年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成28年3月24日 自然第708号、恵森第601号）

この要領は、平成28年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成29年3月28日 自然第840号、恵森第774号）

この要領は、平成29年度予算に係るものから適用する。

附 則（令和2年3月30日 環企第880号、恵森第727号）

この要領は、令和2年度予算に係るものから適用する。

附 則（令和3年3月25日 環企第774号、恵森第558号）

この要領は、令和3年度予算に係るものから適用する。